

鈴鹿市清掃センター改修対策事業

実 施 方 針

平成 2 7 年 4 月 8 日
鈴鹿市

目 次

I	特定事業の選定に関する事項.....	1
II	民間事業者の募集及び選定に関する事項.....	5
III	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	12
IV	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項.....	13
V	事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項....	16
VI	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	16
VII	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	17
VIII	その他特定事業の実施に関し必要な事項.....	17
	【別紙1 事業スキーム図】.....	18
	【別紙2 リスク分担表（案）】.....	19
	【別紙3 位置図】.....	20
	（第1号様式）.....	21

はじめに

鈴鹿市（以下「市」という。）は、鈴鹿市清掃センター改修対策事業（以下「本事業」という。）について、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第17号。以下「PFI法」という。）」に準じて、DBO（Design（設計）－Build（建設）－Operate（管理運営））方式で実施することを予定している。

この実施方針は、特定事業の選定及び特定事業を実施する民間事業者の選定を行うにあたって、本事業の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）として定めるものである。

実施方針で用いる用語を以下のとおり定義する。

要項	定義
本事業	民間事業者の創意工夫及びノウハウを活用し、鈴鹿市清掃センターの基幹的設備改良工事及び管理運営業務を実施する「鈴鹿市清掃センター改修対策事業」をいう。
本施設	鈴鹿市清掃センターを構成する、工場棟、計量棟、資源ごみ回収所、洗車場、倉庫・油庫、調整池・植栽（法面含む）・外構・駐車場、小動物焼却施設（敷地外）及びその他施設をいう。
DBO方式	本施設のDesign（設計）、Build（建設）、Operate（運営）を民間事業者に一括して委ねる民活事業手法をいう。
構成員	入札参加者を構成する企業であり、本事業実施時における、建築・土木整備企業、プラント整備企業、運転管理企業及び維持管理企業から構成される。
SPC	落札者（選定された入札参加者）の全ての構成員が株主として出資設立する、本事業の管理運営を実施するための特別目的会社（Special-Purpose-Company）をいう。
事業者	落札者及び特別目的会社（SPC）をいう。
設計建設事業者	本施設の基幹的設備改良工事を行い、市と建設工事請負契約を締結する者をいう。設計建設事業者が複数の構成員から構成される場合は、特定建設工事共同企業体となる。
管理運営事業者	本施設の管理運営業務を行い、市と管理運営委託契約を締結する特別目的会社（SPC）をいう。
建築・土木整備企業	設計建設事業者のうち、本施設の建築・土木整備に関する設計、建設を行う者をいう。
プラント整備企業	設計建設事業者のうち、本施設のプラント整備に関する設計、建設を行う者をいう。
運転管理企業	管理運営事業者（SPC）より、本施設の運転管理業務の委託を受ける者をいう。
維持管理企業	管理運営事業者（SPC）より、本施設の維持管理業務の委託を受ける者をいう。
入札参加者	本事業の入札に参加する企業もしくは企業グループをいう。
代表企業	入札参加者の構成員のうち、入札参加者を代表し、市との交渉窓口となる企業をいう。SPCの50%超の出資者となる。本事業においては、プラント整備企業とする。
特定事業	公共施設等の整備等に関する事業であって、民間の経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるものをいう。
特定部品	本施設の竣工時の設計施工業者が権利を有する特許権等の産業財産権を利用して製作されるなど、当該設計施工業者からの調達が不可欠である部品、及び本施設独自の製品であり、当該設計施工業者以外では性能・機能を満足する製品を製作出来ない可能性が高い部品をいう。
入札説明書等	入札公告時に公表する、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）、基本仮契約書（案）、建設工事請負仮契約書（案）及び管理運営委託仮契約書（案）をいう。
基本協定	落札者決定後すぐに、市と各構成員が締結するものであり、特定事業契約締結のために、必要とする権利、義務及び手続きについて定めるものをいう。

要項	定義
基本契約	事業者に本事業を一括で発注するために、市と事業者で締結する契約をいう。
建設工事請負契約	本事業の基幹的設備改良工事の実施のために、基本契約に基づき、市と設計建設事業者が締結する契約をいう。
管理運営委託契約	本事業の管理運営業務の実施のために、基本契約に基づき、市と管理運営事業者（SPC）が締結する契約をいう。
特定事業契約	基本契約，建設工事請負契約及び管理運営委託契約の3つの契約をまとめた総称をいう。
モニタリング	事業者が実施する基幹的設備改良工事，管理運営業務の実施状況についての市の監視をいう。

I 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名

鈴鹿市清掃センター改修対策事業

(2) 公共施設の管理者の名称

鈴鹿市長 末松 則子

(3) 事業の目的

鈴鹿市清掃センターは、平成15年12月に竣工し、供用開始から約11年が経過しており、経年劣化が見られる設備も存在している。しかしながら、施設全体の状況を鑑みると、計画的かつ効率的な維持管理や更新を行うことにより、大幅な延命化が見込まれる。

以上を踏まえ、市では、鈴鹿市清掃センター等について、ストックマネジメントの考え方を導入し、大幅な延命化を行う「鈴鹿市清掃センター改修対策事業」の実施を計画している。

本事業は、基幹的設備改良工事及び管理運営に関連する一連の業務について、民間事業者の技術的能力、経営能力等を活用し、効率的かつ効果的な運営維持管理や施設更新を図ることを目的としている。

(4) 事業の概要等

本事業は、PFI法に準じ、DBO方式により実施する。

落札者の構成員が株主として出資設立する特別目的会社（以下「SPC」という。）を選定事業者（以下「事業者」という。）として、本施設の基幹的設備改良工事に関する設計、建設及び管理運営に係る業務を一括して行うものとする。

1) 鈴鹿市清掃センター等の構成

本事業の対象となる鈴鹿市清掃センター等（以下「本施設」という。）は、次に示す複数の施設から構成される。

- ①工場棟
- ②計量棟
- ③資源ごみ回収所
- ④洗車場
- ⑤倉庫・油庫
- ⑥調整池・植栽（法面含む）・外構・駐車場
- ⑦小動物焼却施設（敷地外）

⑧その他施設

2) 事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

- ・設計期間 : 平成 28 年 4 月から平成 29 年 3 月まで 1 年間
- ・建設期間 : 平成 29 年 4 月から平成 33 年 3 月まで 4 年間
- ・管理運営期間 : 平成 29 年 4 月から平成 46 年 3 月まで 17 年間
(※平成 28 年 4 月から平成 29 年 3 月は運転準備業務期間)

	平成 28 年度	平成 29 年度 ～平成 32 年度	平成 33 年度 ～平成 45 年度
設計期間	→		
建設期間		→	
管理運営期間 ※平成 28 年度は 運転準備業務期間	- - - →	→	

3) 事業期間終了時の措置

事業者は、事業期間終了時に、要求水準書に定める事業期間終了時の引渡し条件を満足する状態で、市に本施設を引き渡すものとする。

4) 業務範囲

事業者が行う業務の範囲は次のとおりとする。なお、具体的な業務範囲については、要求水準書に示す。

①基幹的設備改良工事

- (ア) 設計・施工業務
- (イ) 仮設工事
- (ウ) 安全衛生管理, その他施設機能の確保
- (エ) 試運転, 性能確認試験業務
- (オ) 許認可申請業務
- (カ) 生活環境影響調査の予測評価に必要な資料作成
- (キ) その他関係法令等の遵守

②管理運営業務

- (ア) 受付管理業務
- (イ) 運転管理業務
- (ウ) 維持管理業務
- (エ) 環境管理業務

- (オ) 情報管理業務
- (カ) 関連業務

5) 事業者の収入

本事業における事業者の収入は以下のとおりとする。

①基幹的設備改良工事に係る対価

市は、本施設の基幹的設備改良工事に係る対価について、建設工事請負契約に基づき、設計建設事業者を支払う。

②管理運営業務に係る対価

市は、管理運営業務に係る対価について、管理運営委託契約に基づき、SPCに支払う。

③留意事項

(ア) 本施設で得られる電力の取扱い

本施設において得られる電力は、市の所有とする。事業者は、市が決定した売却方法に協力するものとする。ただし、本施設の管理運営業務に用いるユーティリティー費は電力を含め、事業者の負担とする。

(イ) 本施設で発生する主灰、飛灰処理物等の取扱い

本施設において発生する主灰、飛灰処理物等は、積込作業までを本事業とする。

(ウ) 使用料の取扱い

本施設において直接搬入ごみを搬入しようとするものから徴収する使用料は、市に帰属するものであり、事業者の収入とはならない。

(エ) 特定部品の供給

市は、事業者が、本施設の竣工時の設計施工業者に対し、特定部品の供給を求めることができるように配慮する。特定部品の供給に関する閲覧用参考資料等については、その閲覧方法も含め、入札説明書に示す。

(オ) 市が適用を予定している交付金について

市は、本事業の実施に関して、交付金（循環型社会形成推進交付金等）の適用を予定している。交付金の申請等の手続きは市において行うが、設計建設事業者は申請手続きに必要な書類の作成等について、市を支援するものとする。

6) 契約の形態

①市と事業者は、基本契約を締結する。

②基本契約に基づいて、市は、設計建設事業者と本事業に係る建設工事請負契約を締結する。

- ③基本契約に基づいて、市は、S P Cと管理運営委託契約を締結する。
- ④基本契約、建設工事請負契約及び管理運営委託契約の3つの契約をまとめた特定事業契約の各々についての締結主体を、「別紙1 事業スキーム図」に示す。

(5) 事業のスケジュール（予定）

- | | |
|-------------------------------|-----------------------|
| 1) 落札者の決定 | 平成27年12月 |
| 2) 基本協定の締結 | 平成27年12月 |
| *落札者は、仮契約締結までに、S P Cを市内に設立する。 | |
| 3) 仮契約締結 | 平成28年2月 |
| 4) 契約議案の議会への提出 | 平成28年3月 |
| 5) 特定事業契約の締結 | 平成28年3月 |
| 6) 基幹的設備改良工事の設計 | 平成28年4月～平成29年3月（1年間） |
| 7) 基幹的設備改良工事の建設 | 平成29年4月～平成33年3月（4年間） |
| 8) 管理運営 | 平成29年4月～平成46年3月（17年間） |

(6) 法令等の遵守

市及び事業者は本事業を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）をはじめ、必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

2 特定事業の選定及び公表に関する事項

(1) 特定事業の選定にあたっての考え方

本事業をP F I法に準ずる事業として実施することにより、事業期間を通じた市の財政負担の縮減を期待できる場合、又は市の財政負担が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上を期待できる場合、本事業を特定事業として選定する。

(2) 選定方法

市の財政負担見込額の算定にあたっては、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行う。また、公共サービスの水準については、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には客観性を確保したうえで定性的な評価を行う。

(3) 特定事業の選定結果の公表

市は、特定事業の選定を行ったときは、その判断の結果を評価の内容と合わせ、事業者の選定その他公共施設等の整備等への影響に配慮しつつ、速やかに公告の手続きをもって行うほか、市ホームページへの掲載により公表する。

なお、特定事業の選定を行わないことにした場合においても同様に公表する。

II 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定方法

事業者の募集及び選定にあたっては、総合評価一般競争入札により行う。

2 事業者の募集及び選定の手順

(1) 事業者の募集及び選定スケジュール（予定）

本事業における事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

平成 27 年 4 月 8 日（水）	実施方針の公表
平成 27 年 4 月 8 日（水） ～ 4 月 21 日（火）	実施方針に関する質問及び意見の受付
平成 27 年 5 月 15 日（金）	実施方針に関する質問及び意見への回答の公表
平成 27 年 5 月下旬	特定事業の選定及び公表
平成 27 年 6 月上旬	入札公告（入札説明書等の公表）
平成 27 年 6 月中旬	質問の受付（第 1 回）
平成 27 年 7 月上旬	質問回答の公表（第 1 回）
平成 27 年 7 月中旬	参加表明書，参加資格審査申請書類受付
平成 27 年 8 月上旬	参加資格審査結果の通知
平成 27 年 8 月中旬	質問の受付（第 2 回）
平成 27 年 9 月上旬	質問回答の公表（第 2 回）
平成 27 年 10 月上旬	提案書の受付（入札）
平成 27 年 12 月上旬	落札者の決定及び公表
平成 27 年 12 月中旬	基本協定締結
平成 28 年 2 月上旬	仮契約締結
平成 28 年 3 月下旬	本契約締結

(2) 応募手続き等

1) 実施方針に関する質問及び意見の受付

実施方針に関する質問及び意見を次のとおり受け付ける。

- ・受付期間：平成 27 年 4 月 8 日（水）～4 月 21 日（火）午後 3 時
- ・受付方法：添付の第 1 号様式に記入の上，電子メールに記入済みの同様式のファイル（Microsoft Excel 形式）を添付し，鈴鹿市環境部開発整備課に送信して提出すること。なお，提出者は電話により，着信の確認を行うこと。

これ以外（電話，口頭等）による質問は受け付けないものとする。

○Eメール：kaihatsusebi@city.suzuka.lg.jp

○電話番号：059 - 382 - 9015（直通）

2) 実施方針に関する質問及び意見への回答の公表

実施方針に関する質問及び意見への回答については，市ホームページにおいて，平成27年5月15日（金）に公表する。

3) 特定事業の選定及び公表

実施方針に関する意見を踏まえ、PFI法に準ずる事業として実施することが適切であると認める場合、本事業を特定事業として選定し、平成27年5月下旬に公表する。

4) 入札公告、入札説明書等の配布・公表

平成27年6月上旬に入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書(案)、基本仮契約書(案)、建設工事請負仮契約書(案)及び管理運営委託仮契約書(案)を公表し、入札公告を行う。

5) 入札公告、入札説明書等の配布・公表以降の手続きについて

入札公告、入札説明書等の配布・公表以降の手続きについては、入札説明書に示す。

3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は次のとおりとする。

- ①入札参加者は、本施設の基幹的設備改良工事を行う者及び本施設の管理運営業務の主たる業務(運転管理業務、維持管理業務)をSPCからの委託を受けて行う者で構成されるものとする。また、入札参加者は、参加資格要件を全て満たすことにより1者とすることも可能とする。さらに、入札参加者は、参加表明書及び参加資格審査申請書の提出時に、入札参加者の構成員及びその役割について明らかにすること。
- ②基幹的設備改良工事において、市と建設工事請負契約を締結する設計建設事業者(特定建設工事共同企業体を結成する場合は、共同企業体の各構成員)は、入札参加者の構成員とならなければならない。また、管理運営業務において、SPCから主たる業務(運転管理業務、維持管理業務)の委託を受けることを予定する者は、入札参加者の構成員とならなければならない。
- ③入札参加者は、本施設の基幹的設備改良工事を行う者のうちプラント整備企業を、当該入札参加者を代表する代表企業として定めるものとする。
- ④入札参加者の構成員の変更は原則認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行うものとする。
- ⑤入札参加者の構成員は、他の入札参加者の構成員になることはできない。ただし、市が事業者と特定事業契約を締結後、選定されなかった入札参加者の構成員が、事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。
- ⑥入札参加者の構成員は、SPCから請け負った業務について、事前に市に通知し、市が認めた場合には、その他の第三者に委託、又は下請人を使用することができ

るものとする。

(2) 入札参加者の参加資格要件

入札参加者の構成員は、次の参加資格要件を満たすこと。

- ①本事業を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- ②本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。
- ③鈴鹿市契約規則による入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

なお、市の入札参加資格者名簿に登録されていない者で、本入札に参加を希望する者にあつては、下記の要領で入札参加資格の申請を行うこと。

(ア) 受付期間

平成 27 年 4 月 8 日（水）～5 月末日まで（7 月 1 日付の名簿搭載分）。

(イ) 手続方法

三重県・市町・四日市港管理組合では、建設工事・測量・建設コンサルタント等における入札参加資格審査の受付を共同で実施している。

詳細は下記要領（平成 26～29 年度三重県・市町・四日市港管理組合共同入札参加資格審査申請書提出要領（随時新規申請用）（建設工事・測量・建設コンサルタント等））を参照のこと。

http://www.pref.mie.lg.jp/KENGYO/HP/shinsei/download_pageh25/zuijisi nki/00_zuiji_youryou.pdf

- ④本施設の基幹的設備改良工事を行う者は、建築・土木整備企業とプラント整備企業から構成される構成員とし、次の要件を全て満たしていること。なお、複数の構成員で基幹的設備改良工事を実施する場合は、(ク)は、全ての構成員が満たすものとし、その他の要件は、少なくとも構成員のうち 1 者は満たすこと。ただし、構成員のうち、建築・土木整備企業は (オ) を満たすもの（建築・土木整備企業が複数者から構成される場合は、業務を実施するにあたり必要とする業種を各者が登録していること）とし、プラント整備企業は、1 者で (イ)、(ウ)、(エ)、(カ) 及び (キ) を満たすものとする。

複数の構成員で基幹的設備改良工事を実施する場合に満たすべき要件について、下記表に示す。

表 複数の構成員で基幹的設備改良工事を実施する場合に満たすべき要件

1) 全ての構成員が満たすべき要件	下記 (ク)
2) 少なくとも構成員のうち1者が満たすべき要件	下記 (ア) ~ (キ)
3) 上記 2) について, 建築・土木整備企業が満たすべき要件※1	下記 (オ)
4) 上記 2) について, プラント整備企業が満たすべき要件※2	下記 (イ), (ウ), (エ), (カ), (キ)

※1 : 建築・土木整備企業が複数者から構成される場合は, 業務を実施するにあたり必要とする業種を各者が登録していること

※2 : プラント整備企業は, 1 者で下記 (イ), (ウ), (エ), (カ) 及び (キ) を満たすこと

(ア) 建築士法 (昭和 25 年法律第 202 号) 第 23 条の規定による一級建築士事務所
の登録を行っていること。

(イ) 建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) 第 3 条第 1 項の規定による清掃施設工
事業に係る特定建設業の許可を受けていること。

(ウ) 建設業法における清掃施設工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受け
ており, かつ, 講習を修了している者を基幹的設備改良工事に専任で配置
できること。

(エ) 鈴鹿市契約規則による入札参加資格者名簿において, 清掃施設工事に登録
していること。

(オ) 鈴鹿市契約規則による入札参加資格者名簿において, 建築一式工事及び土
木一式工事に登録していること。

(カ) 参加表明書の提出期限日において, 平成 14 年 12 月 1 日以降, 地方公共団
体の一般廃棄物焼却処理施設に関して, 以下の i) ~ iii) を全て満たす建
設工事を元請で契約し, 完成後引渡し完了した実績を有すること。(建設
工事共同企業体の構成員としての実績は, 出資比率が 20% 以上のものに限
り, かつ, 以下の i) ~ iii) を全て満たす建設工事のプラント工事を担当
した場合, 実績として認める。)

i) 処理方式: ストーカ式

ii) 施設規模: 施設規模 1 炉あたり 90 t / 日以上, かつ全体施設規模とし
て 270 t / 日以上を有する施設

iii) 発電設備を有する施設

(キ) 直近で有効な経営事項審査における清掃施設工事の総合評定値が 1,000 点
以上であること。

(ク) 直近で有効な経営事項審査を受審していること。

⑤ 本施設の管理運営業務の主たる業務 (運転管理業務, 維持管理業務) を S P C か
らの委託を受けて行う者は構成員とし, 次の要件を全て満たしていること。なお,

複数の構成員で管理運営業務を実施する場合は、(エ)は、全ての構成員が満たすものとし、(ア)及び(イ)は、少なくとも構成員のうち1者は満たすものとし、(ウ)は、補修工事を実施する構成員(維持管理企業)が満たすものとする

複数の構成員で管理運営業務を実施する場合に満たすべき要件について、下記表に示す。

表 複数の構成員で管理運営業務を実施する場合に満たすべき要件

1)全ての構成員が満たすべき要件	下記(エ)
2)少なくとも構成員のうち1者が満たすべき要件	下記(ア)及び(イ)
3)補修工事を実施する構成員(維持管理企業)が満たすべき要件	下記(ウ)

(ア) 参加表明書の提出期限日において、平成14年12月1日以降、次に示す全ての運転管理実績を1件以上有していること。複数の構成員で管理運営業務を実施する場合は、構成員がいずれかの運転管理実績(委託業務の場合、元請での実績)を有し、かつ、構成員全体で全ての運転管理実績を有していること。(本事業と同様に当該事業に係るSPCを組成する事業における運転管理業務の実績の場合は、当該事業に係る事業契約書等において運転管理業務を担う主たる企業として明記されている場合に限り実績として認める。)

i) 処理方式：ストーカ式

ii) 施設規模：施設規模1炉あたり90t/日以上、かつ全体施設規模として270t/日以上を有する施設

iii) 発電設備：発電設備を有する施設

(イ) 廃棄物処理施設技術管理者の資格要件を有する者で、一般廃棄物を対象とした全連続運転式焼却施設で、かつ、ボイラータービン式の発電設備を有する施設の現場総括責任者として1年以上の経験を有する者を、本事業の現場総括責任者として事業開始後2年間以上配置できること。

(ウ) 鈴鹿市契約規則による入札参加資格者名簿において、清掃施設工事又は機械器具設置工事の業種登録があり、かつ建設業法第3条第1項の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。

(エ) 廃棄物中間処理施設の運転管理に直接起因し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者でないこと。

(3) 構成員の制限

次に該当する者は、入札参加者の構成員となることはできない。

- ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- ②鈴鹿市契約規則第 2 条第 1 項の規定に該当する者。
- ③鈴鹿市建設工事等資格停止措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けている者。
- ④会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更生手続開始の申立中もしくは更生手続中（市から再認定を受けたものを除く）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立中もしくは再生手続中（市から再認定を受けたものを除く）の者。
- ⑤破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者。
- ⑥清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始命令がなされた者。
- ⑦手形交換所による取引停止処分を受けている者。
- ⑧最近 1 年間の国税及び地方税を滞納している者。
- ⑨その他建設業法、鈴鹿市暴力団排除条例等の法令、規則等に違反する者。
- ⑩「鈴鹿市清掃センター改修対策事業 事業者選定に係る有識者意見招請会議」の参加者と資本面若しくは人事面において関連がある者。
- ⑪市が本事業に係るアドバイザー業務を委託している者及びかかる者と当該アドバイザー業務において提携関係にある者、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。本事業に関し、市のアドバイザー業務を行う者は以下のとおりである。

・パシフィックコンサルタンツ株式会社 東京都多摩市関戸一丁目 7 番地 5

なお、本実施方針において、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。

(4) 参加資格の確認

参加資格の確認は、参加表明書の提出日とする。ただし、参加資格確認後から入札結果の公表までの期間、及び落札者決定後から仮契約締結までの期間に、入札参加者が上記（1）から（3）までの参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、失格とする。

4 特定建設工事共同企業体に関する要件

本事業の基幹的設備改良工事において、市と建設工事請負契約を締結する設計建設事業者として、特定建設工事共同企業体を結成する際は、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 仮契約締結までに、特定建設工事共同企業体（甲型）を設立すること。

- (2) 代表企業が特定建設工事共同企業体の50%超の出資者になるものとする。
- (3) 設計業務を行う者については、出資があることを条件とする。

5 S P Cの設立に関する要件

- (1) 落札者は、仮契約締結時までにS P Cを鈴鹿市において設立するものとする。
ただし、本施設所在地をS P C本店所在地として登記することはできない。
- (2) 入札参加者の構成員は全てS P Cへ出資することとし、入札参加者の構成員以外の者の出資は認めない。また、代表企業の出資比率は50%超とするとともに、50%超の議決権割合を有するものとする。
- (3) すべての出資者は、特定事業契約が終了するまでS P Cの株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

6 審査及び選定に関する事項

(1) 参加資格審査

市は、参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について、参加資格要件の具備を確認し、参加資格審査結果を入札参加者に通知する。

(2) 入札書類審査

市は、あらかじめ設定した「落札者決定基準」に従って、入札書類の審査を総合評価の方法により行い、最優秀提案を選定する。総合評価は、入札参加者の提出した提案内容及び入札金額について、評価項目ごとに評価に応じて得点を付与し、得点の合計が最も高い者を最優秀提案者として選定する。

選定結果を踏まえ、市長は、落札者を決定する。

(3) 審査事項

審査事項は「入札説明書」に添付する「落札者決定基準」に示す。

(4) 審査結果

審査結果は文書で通知し、市ホームページにおいて公表する。

7 「鈴鹿市清掃センター改修対策事業 事業者選定に係る有識者意見招請会議」の設置

市は、事業者選定にあたり、外部有識者より構成する「鈴鹿市清掃センター改修対策事業 事業者選定に係る有識者意見招請会議」を設置する。市は、地方自治法施行令第167条の10の2第4項の規定に基づき、外部有識者より意見を聴取する。

Ⅲ 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、本施設の基幹的設備改良工事及び管理運営の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

2 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び市と事業者の責任分担は、原則として「別紙2 リスク分担表(案)」に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、特定事業契約に定めるものとする。

3 事業の実施状況のモニタリング

市は、事業者が実施する本施設の基幹的設備改良工事及び管理運営について、モニタリングを行う。モニタリングの方法、内容等については、特定事業契約に定める。

IV 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 本施設の概要等

本施設の概要及び公害防止基準等について、下表に示す。

表 施設概要及び公害防止基準等

施設名	鈴鹿市清掃センター		
施設所管	鈴鹿市		
施設所在地	〒510-0261 三重県鈴鹿市御園町 3688 番地（「別紙 3 位置図」参照） TEL：059-372-1646		
処理能力	270t/日（90t/日×3 炉）		
建設年度	着工	平成 12 年 6 月	
	竣工	平成 15 年 12 月	
敷地面積	45,967.06m ²		
延床面積	11,487.93m ²		
総事業費 設計施工業者	118 億 6,288 万 6 千円 JFE エンジニアリング(株)		
処理方式	全連続燃焼式ストーカ炉		
公害防止基準			
	施設管理基準値	備考（関連法令基準）	
ばいじん量	0.02g/m ³ N 以下	0.08 g/m ³ N 以下	
硫黄酸化物	50ppm 以下	K 値 14.5 以下	
塩化水素	50ppm 以下	700mg/m ³ N（430ppm）以下	
窒素酸化物	70ppm 以下	250ppm 以下	
ダイオキシン類	0.1ng-TEQ/m ³ N 以下	1ng-TEQ/m ³ N 以下	
その他			
	設備名	方式	基数
1. 受入供給設備	計量機	ロードセル式（最大秤量 30 t）	2 基
	ごみ投入扉	観音開き式（中折れ式）	6 基
	ダンピングボックス	ダンプ式 1 基，吊り下げ式 2 基	3 基
	ごみピット	No.1 ごみピット 1,500m ³ ，No.2 ごみピット 2,000m ³	2 基
	ごみクレーン	グラブバケット式天井走行クレー	2 基
2. 燃焼設備	焼却炉	連続燃焼ストーカ炉（90 t/d）	3 基
3. 燃焼ガス冷却設備	ボイラ	単胴自然循環式	3 基
	脱気器	蒸気過熱スプレー式	1 基
	タービン排気復水器	強制空冷式	1 基
4. 排ガス処理設備	減温塔	水噴射式	3 基
	ろ過式集じん器	バグフィルタ式	3 基
	有害ガス除去装置	乾式	3 基
	窒素酸化物除去装置	無触媒，触媒脱硝方式の併用	3 基
5. 余熱利用設備	蒸気タービン	多段衝動復水タービン	1 基
	発電機	三相交流同期発電機（3,000 kW）	1 基

6. 通風設備	押込送風機 二次送風機 ガス混合送風機 誘引通風機 煙突	片吸込ターボ形 片吸込ターボ形 片吸込ターボ形 片吸込ターボ形 外筒 鉄筋コンクリート造, 内筒 鋼製 (59m)	3基 3基 3基 3基 1基
7. 灰出し設備	灰押出機 主灰出しコンベヤ 灰クレーン 主灰クレーン	プッシュ式 スクレーパコンベヤ グラブバケット天井走行クレーン グラブバケット天井走行クレーン	2基 5基 1基 1基
8. 排水処理設備	ごみ汚水処理 プラント排水処理	炉内噴霧式 生物処理+凝集沈殿+砂ろ過+活性炭ろ過+膜分離	2基 1基
9. 電気設備	受電方式 非常用発電機	6.6kV×60Hz ディーゼル発電機 (500kW)	1回線 1基
10. 資源ごみ回収所	ストックヤード パレット置場	16.6m×3m 8m×4m	1箇所 1箇所
11. 小動物焼却施設 (敷地外) ※所在地 鈴鹿市八野町地内	焼却炉	(1) 処理時間 8h/日 (2) 処理能力 40kg/h 及び 59kg/h (3) 関連設備 ・送風機 ・バーナ ・燃焼管理計器類 ・エゼクター	各1炉

2 施設配置図

施設配置図について、下図に示す。

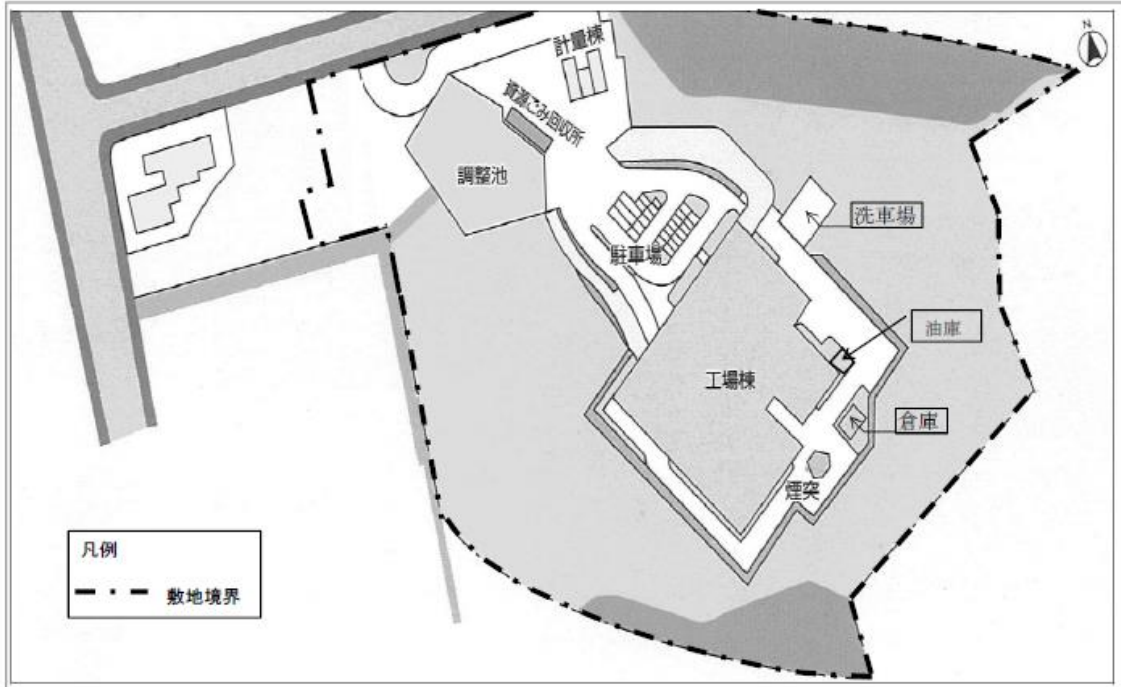


図 施設配置図

3 その他周辺概要について

事業用地の周辺道路，敷地状況，地質，その他周辺概要などについては，入札説明書等に示す。

V 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、特定事業契約に規定する具体的措置に従う。

また、特定事業契約に関する紛争については、津地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

VI 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 事業者の提供するサービスが、特定事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、市は、特定事業契約を解約することができる。
- (2) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、特定事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は特定事業契約を解約することができる。
- (3) (1) 又は (2) の規定により市が特定事業契約を解約した場合、事業者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

2 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は特定事業契約を解約することができるものとする。
- (2) (1) の規定により事業者が特定事業契約を解約した場合、市は、事業者に生じた損害を賠償するものとする。

3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、市及び事業者は、特定事業契約を解約することができるものとする。

4 その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、特定事業契約に定める。

Ⅶ 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の支援措置

市は、本事業に関して事業者への法制上及び税制上の優遇措置等は想定していない。

2 財政上及び金融上の支援に関する措置

市は、本事業に関して事業者への財政上及び金融上の支援等は想定していない。

3 その他

市は、事業者に対し、補助及び出資等の支援は行わない。

Ⅷ その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

市は、特定事業契約の締結にあたっては、予め議会の議決を経るものとする。

2 入札に伴う費用負担

入札に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

3 実施方針に関する問合せ先

本実施方針に関する問合せ先は、次のとおりとする。

鈴鹿市環境部開発整備課

〒513-8701

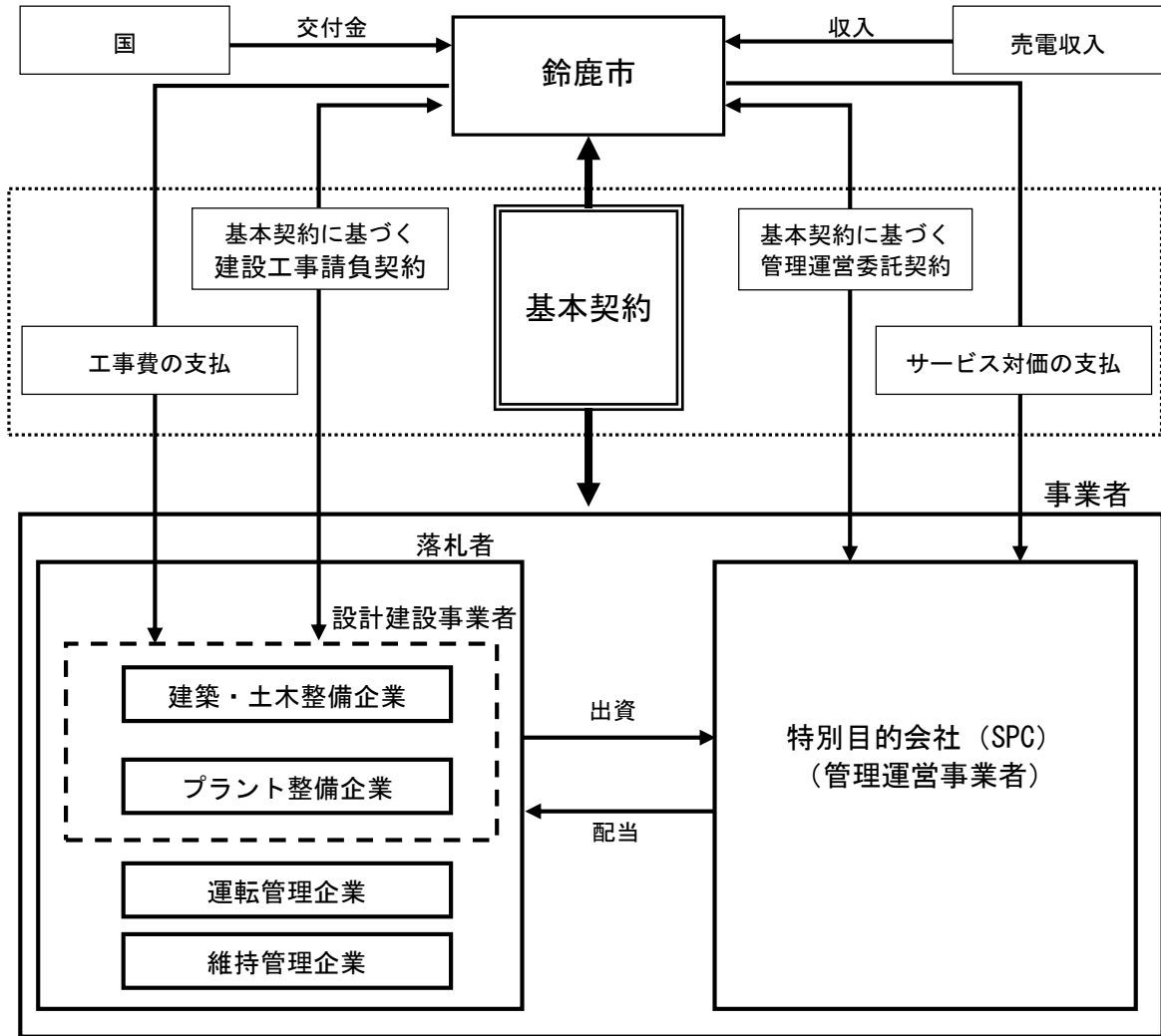
三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号

電話 059 - 382 - 9015 (直通)

ファクス 059 - 382 - 2214

E-mail kaihatsusebi@city.suzuka.lg.jp

【別紙1 事業スキーム図】



※落札者決定後、市と落札者は速やかに基本協定を締結する。

【別紙2 リスク分担表（案）】

※負担者 ○主分担, △従分担

リスクの種類	リスクの内容	負担者※		
		市	事業者	
共通	入札説明書リスク	入札説明書等の誤り, 内容の変更に関するもの等	○	
	契約締結リスク	市の事由により契約が結べない, 契約締結が遅延する等 事業者の事由により契約が結べない, 契約締結が遅延する等	○	○
	計画変更リスク	市による事業の業務範囲の縮小, 拡充等	○	
	近隣対応リスク	本事業の実施そのものに対する住民反対運動等に関するもの 上記以外のもの	○	○
	第三者賠償リスク	調査・基幹的設備改良工事・管理運営段階における騒音・振動・地盤沈下・臭気等に関するもの及び事業者の責めに帰すべき事由によるもの		○
	設置基準, 管理基準, 法令等の変更リスク	本事業に直接関係する法令等の新設・変更に関するもの 上記以外の法令の新設・変更に関するもの	○	○
	税制度変更リスク	事業者の利益に課される税制度の変更等 上記以外の税制度の新設・変更に関するもの	○	○
	許認可遅延リスク	事業者が実施する許認可取得の遅延に関するもの		○
	応募コスト	応募費用に関するもの		○
	物価変動リスク	基幹的設備改良工事費用に相当するもの 管理運営費用に相当するもの	○	△
	事故の発生リスク	設計・基幹的設備改良工事・管理運営業務における事故の発生		○
	事業の中止・遅延に関するリスク	市の指示, 議会の不承認, 市の債務不履行によるもの 事業者の債務不履行, 事業放棄, 破綻によるもの	○	○
	不可抗力リスク	天災・暴動等の不可抗力による費用の増大, 計画遅延・中止等	○	△
調査・設計段階	設計等の完了の遅延リスク	市の指示, 提示条件の不備・変更による設計変更による計画遅延に関するもの 事業者の提案内容の不備・変更による設計変更による費用の増大, 計画遅延に関するもの	○	○
	設計費用の増大リスク	市の指示, 提示条件の不備・変更による設計変更による費用の増大に関するもの 事業者の提案内容の不備・変更による設計変更による費用の増大に関するもの	○	○
	工事着工遅延リスク	市の指示, 提示条件の不備・変更によるもの 上記以外の要因によるもの	○	○
改良工事段階	工事費用の増大リスク	市の指示, 提示条件の不備・変更による工事費の増大 上記以外の要因による工事費の増大	○	○
	工事の完成の遅延リスク	市の指示による工事完成の遅延 上記以外の要因による工事完成の遅延	○	○
	一般的損害リスク	工事目的物・材料・他関連工事に関して生じた損害		○
	性能リスク	要求水準の不適合（施工不良を含む）		○
管理運営段階	受入廃棄物の品質リスク	受入廃棄物の質に起因する事故	○	△
	受入廃棄物の量の変動リスク	受入廃棄物の量の変動による管理運営費用の増大	○	△
	性能リスク	要求水準の不適合		○
終了時	施設の性能確保リスク	事業終了（引渡し）時における施設の性能確保に関するもの		○

【別紙3 位置図】



実施方針に関する質問及び意見

(宛先) 鈴鹿市長

質問及び意見者 会社名
所在地
担当者
氏名
所属
電話
FAX
E-Mail

鈴鹿市清掃センター改修対策事業の実施方針に関して、以下の質問及び意見がありますので提出します。

■実施方針に関する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容
(例) 2	I	1	(4)	(4)	業務範囲	○○○○…
1						
2						
…						

別添のエクセルファイルにて
ご記入いただき提出ください。

■実施方針に関する意見

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見の内容
(例) 2	I	1	(4)	(4)	業務範囲	○○○○…
1						
2						
…						